

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業許可（更新）申請書記入要領

1. 全般

- (1) 書類の記入 楷書で明瞭に記入のこと。（パソコンの文書作成ソフトによる作成も可）
- (2) 別紙の添付 欄に記入できないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- (3) 公的証明書 申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

※申請書と添付書類は、A4サイズのファイル(桃色)に綴じて提出すること。

2. 申請書（様式第1号の2）

- (1) 申請者住所 法人のときは、履歴事項全部事項証明書に記載してある住所
- (2) 名称・氏名 法人のときは、履歴事項全部事項証明書に記載してある名称と代表者
- (3) 取扱廃棄物 し尿・浄化槽汚泥
- (4) 商号等 個人の場合、屋号があれば屋号も記入

3. 添付書類

- (1) 役員及び従業員名簿
- (2) 誓約書
- (3) 収集運搬車両一覧表
- (4) 収集運搬車両の車検証の写し及び収集運搬車両の写真（カラー写真）
- (5) 収集運搬作業計画書
- (6) 事業所等の平面配置図
- (7) 洗車場・車庫の整備状況
- (8) 専門技術者履歴書
- (9) 衛生処理場使用許可申請書
- (10) 申請者及び役員全員の住民票（本籍の記載があるもの）
法人の場合は定款及び履歴事項全部証明書
- (11) 国税、県税、市税の未納がない証明（法人にあっては代表者個人の内容を含む。）
- (12) 財務諸表又は決算書
- (13) その他市長が必要と認める書類（料金表等）

4. 書類提出先

一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥、収集運搬）と浄化槽清掃業の許可申請書は、別々に申請書を作成し、一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業の更新申請書は、「かんきょう課」へ提出をすること。

なお、浄化槽清掃業の更新申請書については、「上下水道課」へ提出をお願いします。

5. 許可手数料（後日更新許可書交付時に納入）

一般廃棄物処理業許可手数料及び浄化槽清掃業許可手数料は各々10,000円ですが、納入は許可書交付時となります。

6. その他

筑後市暴力団排除条例（第6条）に基づき、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は許可を受けることはできません。